

---

## 医学フォーラム

---

### 一般病院における死後 CT 検査の社会的問題点

垣内 康宏\*, 池谷 博

京都府立医科大学大学院医学研究科法医学・医学生命倫理学

#### Social Issues Concerning Taking CT Images of Dead Body with the Machine for Lives in Local Hospitals

Yasuhiro Kakiuchi and Hiroshi Ikegaya

*Department of Forensics Medicine and Medical Ethics, Kyoto Prefectural University of Medicine*

#### 抄 録

我が国の CT (Computed Tomography) 保有台数は現在、全世界の約 3 分の 1 を占めており、近年、生体のみならず死後画像撮影のためにも CT 装置が用いられるようになった。それと同時に、法医学教室等に設置された死体専用 CT 装置のみならず、一般病院に設置された生体用 CT 装置も、各都道府県警察の依頼により、診療時間外等に死後 CT 検査に利用されるようになってきている。しかし、当該一般病院の受診患者に対し、その CT 装置が死後画像診断にも利用されていることはほとんど認識されていない。そこで本研究では、死後 CT 検査に関する一般市民の認識等につき、インターネットを用いた質問紙調査を実施した。一般病院で死後 CT 検査が実施されていることは、一般市民の 13% しか知らないことが明らかとなった。そして、一般病院において患者用の CT 装置を死体に用いる場合に、病院を利用する患者にそのことを明示する必要があるかについては、必要とする市民が半数以上存在した。患者の精神的影響も考え、現在、死後 CT 検査を実施している一般病院は、その事実の告知の必要性につき、早急な検討を行うことが望まれる。

キーワード：死後 CT 検査、死体検案、インターネット調査、告知義務。

#### Abstract

Currently, Japan uses about one third of the world's CT (Computed Tomography) machines for clinical use. Under these circumstances, Japanese police authorities started requesting that CT scanners used with living patients also be used to conduct post-mortem CT imaging in local hospitals. However, most patients are unaware that CT scanners used to conduct post-mortem imaging are used with living patients, because police authorities bring post-mortem cases to the hospitals during the night when patients are not present. Therefore, we conducted survey research whether patient notification is necessary or not. An Internet-based questionnaire was administered to the general public asking for thoughts on the use of CT machines on both live patients and on human remains. As a result, only 13%

---

平成27年 4 月 1 日受付 平成27年 5 月15日受理

\*連絡先 垣内康宏 〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465番地  
kakiuchi@koto.kpu-m.ac.jp

knew that postmortem CT images are taken at local hospitals, with CT machines also used with patients. In addition, More than half thought that hospitals should inform their patients of the use of patients' CT machines for postmortem examinations. In conclusion, local hospitals should pay immediate attention to this ethical issue whether patients should be informed that postmortem examinations are performed by the hospital using CT scanners for living patients.

**Key Words:** Post-mortem CT examination, Post-mortem examination Internet-based questionnaire, Duty to disclose.

我が国のCT (Computed Tomography) 保有台数は現在、全世界の約3分の1を占めている<sup>1)</sup>。また、人口100万人あたりの台数も世界最多であり、2位のオーストラリアの2倍以上である<sup>1)</sup>。このような事情を背景として近年、死因究明の精度向上等を目的として、死後画像撮影のためにもCT装置が用いられるようになり、我が国でも2006年に千葉大学法医学教室において初めて、死後CT検査が開始された<sup>2)</sup>。その後、我が国における解剖医数の不足、そして異状死体数の増加等により、死後CT検査は年々実施件数が増加し、法医学教室等に設置された死体専用CT装置のみならず、一般病院に設置された生体用CT装置も、各都道府県警察の依頼により、診療時間外等に死後CT検査に利用されるようになってきている。しかしながら、当該一般病院の受診患者に対し、そのCT装置が死後画像診断にも利用されていることはほとんど告知がなされておらず、またそのための規制や法令等も整備されていないのが現状である。実際にも、先述の千葉大学法医学教室において死後CT検査が開始された直後、同大学附属病院の受診患者の一部から、「生体用CT装置を死体の撮影にも用いるのは中止すべきである。」との声が当時寄せられ、生体用CT装置を死後CT検査に用いることに心理的抵抗感を有する市民が少なからず存在することが推測された。そこで当教室では、一般病院が病院内に設置された生体用CT装置を死因究明のための死後CT検査に利用する場合に、当該病院を受診する方々にその旨の告知を行うべきか等につき、インターネットを用いた質問調査を実施した。その結果より、一般病院での死後CT検査に関する問題点を考察した。

方法は、インターネットを用いた質問紙調査法による。具体的には、株式会社ミクシィ・リサーチの既登録モニター(約430万人)を対象に、インターネットのホームページ(フォーム)からモニターが直接回答する形式による(2014年5月13日実施)。アンケートは全モニターに一斉配信され、先着500名(男性258名、女性242名)の結果を解析した。

「死後CT検査が、一般病院内の生体(患者)用CTでも行われていることを知っているか」との質問に対しては、「はい:13.0%、いいえ:87.0%」との回答が得られ、一般病院で死後CT検査が実施されていることは、一般市民にはほとんど知られていないことが明らかとなった。これは、一般病院では死後CT検査は通常の診療時間外に行われるのが一般的であること、遺体がビニール袋等に入れられて院内に搬入されるため、病院関係者以外にはほとんど気づかれないこと、病院側が意図的に一般患者の目に触れないようにしていること等が理由として考えられた。

続いて、「一般病院において患者用のCT装置を死体に用いる場合に、病院を利用する患者にそのことを明示する必要があると思うか」との質問に対しては、「はい」と「いいえ」の回答はほぼ半数ずつで拮抗していて、「はい」が過半数を少し超えた51.6%であり、「いいえ」との差は3.2%であった。今回の調査はインターネットへのアクセスを要するため、回答者の年齢は30~40歳代が中心であったが、実際に一般病院を利用している年齢層はより高くなると予想される。そのような層を対象に改めて意識調査を実施した場合には、告知の必要性はさらに高まるのかもしれない。

## 結 語

今回のインターネット質問紙調査により、死後CT検査自体の認知度の低さに加えて、一般病院内の生体（患者）用CTで死後CT検査が行われていることが、一般市民にほとんど知られていない現状が明らかになった。と同時に、もしその実状を知っていた場合にはその事実を、当該病院を受診する患者に告知すべきと考える割合は、わずかではあるが半数を超えていた。少なくとも半数以上の一般市民が、告知が必要であると考えている事実は重く受け止めるべきであると考えらる。

幸い京都では、京都府立医科大学と京都大学に死体専用のCT装置が設置されている。1道府県で2台もの死体専用CT装置が設置されている県は非常に珍しく、少なくとも3000体の異

状死体を2大学のCT装置で撮影する余力は十分あることから、できれば専門の施設にて撮影するべきと考えられた。

開示すべき利益相反状態はない。

## 参 考 文 献

- 1) 医療関連データの国際比較2010 —OECD Health Data 2010より—。日本医師会総合政策研究機構 2010年9月10日公表。（参照2015年3月31日）
- 2) Hayakawa M, Yamamoto S, Motani H, Yajima D, Sato Y, Iwase H. Does imaging technology overcome problems of conventional postmortem examination? A trial of computed tomography imaging for postmortem examination. *Int J Legal Med* 2006 Jan; 120: 24-6.

以上